

市は、自然体験を中心とした教育旅行の受け入れに取り組んでいます。都市部から訪れる子どもたちにとって、わたしたちの周りにはまさに宝の山！子どもたちは、林業・農業、そして漁業の体験など、久慈市の山・里・海をまるごと体験します。本年度の受け入れは、5月8日からスタート。大勢の子どもたちが心を躍らせてわたしたちのまちを訪れます。教育旅行を通して生まれるかけがえのない交流。子どもたちの満面の笑顔とありがとうを目指して、皆さんも一緒に取り組んでみませんか？

5月の教育旅行受け入れスケジュール

8～10日	柳生中学校	(宮城県・249人)
12～14日	将監東中学校	(宮城県・136人)
14～16日	伊奈学園中学校	(埼玉県・80人)
19～21日	仙台第二中学校	(宮城県・122人)
21～23日	将監中学校	(宮城県・242人)
23～25日	久里浜中学校	(神奈川県・265人)
25～26日	大穴中学校	(千葉県・123人)
27～29日	広瀬中学校	(宮城県・256人)

民泊・体験の協力者を募集
 教育旅行の受け入れを支えるものとして「民泊」と「インストラクター」があります。訪れた子どもたちを民家で受け入れる民泊。自然体験を正しく安全にできるようにサポートするインストラクターなど。多くの方の協力の下、子どもたちは温かい心と自然を学び、思い出を持って帰ります。市は、これらに協力いただける方を随時、募集しています。受け入れ方法や対応については、研修会を年に3回程度行っています。詳しくは、交流促進課（☎52-2168）へお問い合わせください。

作りましょう！あなたの広報 — 広報リポーター募集 —

より市民に親しまれる広報くじを発行するため、広報リポーターを募集します。広報リポーターとは、市民の視点に立って、取材などを行う方です。身近な話題や行事など、あなたの記事が広報に。さあ、一緒に広報を作ってみませんか。問い合わせは、まちづくり振興課（☎52-2116）へ。

◆活動の内容

次の内容について、取材や編集を行います。

- ① 地域での出来事や行事
- ② 人物や文化など時の話題
- ③ 市が主催する事業
- ④ 公共施設を利用した活動

◆活動条件

- ① 活動期間は平成21年3月31日まで
- ② 事務経費として、年額1万2000円を支給します

31日まで

◆選考方法

応募用紙の記載内容により選考。全員に採用の可否をお知らせします。

◆選考後の説明会

5月下旬に研修を兼ねた説明会を開催する予定です。

◆応募者の資格

- ① 市内在住、在職で4月1日現在、満18歳以上の方（高校生を除く）
- ② 撮影用のカメラを持っていること

◆募集人数

5人程度。市内を5地区に分け、原則、各地区から1人を選出します。

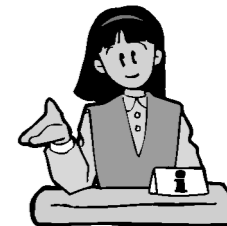
◆応募方法

5月22日（木）までに、応募用紙をまちづくり振興課へ提出してください。

※応募用紙は、まちづくり振興課で配布。市のホームページからもダウンロードできます。

戸籍・住民票の窓口申請手続きが変わりました

住民基本台帳法、戸籍法が一部改正しました。これにより、平成20年5月1日から戸籍や住民票の交付・申請をする際に、本人確認をすることが法律上のルールになります。ご利用の際は、忘れずに下記の書類、印鑑をお持ちください。問い合わせは、市民課（☎52-2117）へ。



窓口に来る方の本人確認ができる写真付き書類の提示が必要です

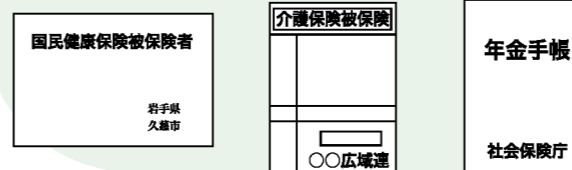
住民基本台帳カード 運転免許証 旅券（パスポート）



このほか、官公署が発行したもので本人氏名、住所または生年月日が確認できる写真付き書類。

上の書類をお持ちでない場合は、下の書類を2種類提示ください

各種健康保険証 介護保険者証 年金手帳・証書



このほか、官公署またはこれらに準じると認められる団体が発行したもので、本人氏名、住所または生年月日が確認できる書類。

代理の方が窓口に来る場合には委任状が必要です

住民票であれば同一世帯の方、戸籍であれば夫婦や子ども・父母らの直系親族の場合には、委任状は必要ありません。

なお、身分証明書、印鑑登録、住民基本台帳カード登録申請は今まで通り本人のみとなりますので、それ以外の方は委任状が必要です。

窓口に来る方の印鑑が必要です

あらかじめ申請書に押印している場合は必要ありません。

被用者保険の 被扶養者で あった方へ

平成20年4月から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が開始しました。75歳以上の方は、会社の健康保険などの被用者保険から長寿医療制度に移行することになります。

これにより、次の方は国民健康保険への加入が必要になりますので、手続きをお願いします。問い合わせは、国保年金課（☎52-2118）へ。

◆手続きが必要な方は？

長寿医療制度に移行する方の扶養家族の方です。

◆なぜ手続きが必要なの？

扶養家族の方も被用者保険の資格を失うこととなるからです。

◆手続きに必要なものは？

事業所などからの資格の喪失となる証明書。または、ご加入の保険証をお持ちください。